

|      |                                   |   |
|------|-----------------------------------|---|
| 会議名称 | 平成21年度第5回<br>杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 |   |
| 日時   | 平成22年2月26日(金) 14時00分～15時10分       |   |
| 場所   | 杉並区役所 中棟6階第4会議室                   |   |
|      | 委員                                | 江藤会長、井上委員、柴田委員、菅沼委員、谷委員、富岡委員、藤本委員、柳澤委員、岩田委員、河野委員、鈴木委員、斉藤委員、鈴木委員、増田委員、小幡委員、茶谷委員、土井委員 |
|      | 実施機関                              | 渡辺保育課長、加藤学務課長、森田社会教育スポーツ課長、南雲国保年金課長、渡辺区民生活部管理課長、和久井高齢者施策課長、原田介護保険課長、大場子育て支援課長       |
|      | 事務局                               | 大藤行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、有坂情報システム課長、中島法務担当課長、溝江情報政策監                                   |
| 傍聴者  | 1名                                |   |
| 配布資料 | 事前                                | ・資料1 平成21年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録<br>・資料2 平成21年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項             |
|      | 当日                                | ・会議次第   |

【会議内容】

- 1 平成21年度第4回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

| 番号     | 件名                                    | 審議結果 |
|--------|---------------------------------------|------|
| 報告第22号 | 子供園に関する業務の登録について(変更)                  | 報告了承 |
| 諮問第27号 | 子供園に関する業務の外部委託について(新規)                | 答申   |
| 諮問第28号 | 子供園に関する業務の外部委託について(新規)                | 答申   |
| 報告第23号 | 社会教育各種講座・学級に関する業務の登録について(追加)          | 報告了承 |
| 諮問第29号 | 社会教育講座・学校名簿管理事務(小型)に記録する個人情報の項目について   | 答申   |
| 諮問第30号 | 国民年金被保険者資格に関する業務の目的外利用について(追加)        | 答申   |
| 諮問第31号 | 国民年金被保険者資格に関する業務の目的外利用について(新規)        | 答申   |
| 報告第24号 | 統計調査の事務処理に関する業務の登録について(変更)            | 報告了承 |
| 諮問第32号 | 統計調査の事務処理に関する業務の外部委託について(新規)          | 答申   |
| 報告第25号 | 消費者教育協力員に関する業務の登録について(追加)             | 報告了承 |
| 諮問第33号 | 消費生活サポーター名簿管理(小型)に記録する個人情報の項目について(新規) | 答申   |

(裏面に続く)

|          |   |      |
|----------|---|------|
| 諮問第 34 号 | 長寿応援ポイント制度台帳管理（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）    | 答 申  |
| 諮問第 35 号 | 給付制限対象者管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）         | 答 申  |
| 諮問第 36 号 | 介護保険料口座振替依頼処理状況管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規） | 答 申  |
| 報告第 26 号 | 杉並子育て応援券に関する業務の登録について（追加）                 | 報告了承 |
| 諮問第 37 号 | 杉並子育て応援券に関する業務の外部委託について（追加）               | 答 申  |
| 諮問第 38 号 | 子育て応援券利用者等管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）  | 答 申  |
| 報告第 27 号 | 子ども（児童）手当支給に関する業務の登録について（変更）              | 報告了承 |
| 答申第 39 号 | 子ども（児童）手当支給に関する業務の外部委託について（変更）            | 答 申  |
| 答申第 40 号 | 子ども（児童）手当支給に関する業務の目的外利用について（変更）           | 答 申  |
| 答申第 41 号 | 子ども（児童）手当支給に関する業務の外部提供について（変更）            | 答 申  |
| 答申第 42 号 | 子ども（児童）手当システムに記録する個人情報の項目について（変更）         | 答 申  |
| 報告第 28 号 | 平成 22 年度 中央電算処理年間運営計画について（概要）             | 報告了承 |

|   |  |
|---|--|
| 会長  | 本日は、ご多忙のところ当審議会にご出席いただきありがとうございます。本年度第5回審議会を開会します。最初に、本日都合により欠席される委員の方のご紹介をお願いします。   |
| 政策法務担当部長                                  | 本日の会議につきまして、欠席される旨のご連絡がありました委員は、櫻田委員と今村委員の2人です。なお、高橋委員からは特段連絡がありませんので、やや遅れているものと思われます。   |
| 会長  | 議題に入ります。配付してあります議題のとおり進めます。最初に、会議録の確定、諮問案件の審議をします。   |
| 法務担当課長                                    | 大変申し訳ありませんが、前回の会議録で誤植がありましたので、お手元で訂正をお願いします。6ページの上から7つ目の囲みの下から2行目「高齢者おしおり」とありますが、これは「高齢者のしおり」です。「お」を「の」に訂正をお願いします。1箇所です。以上です。  |
| 会長  | ほかにございますか。なければ第4回審議会の会議録確定になります。次に、報告・諮問事項の審議に入ります。最初に政策法務担当部長から諮問文を読み上げていただきます。   |
| 政策法務担当部長                                  | 諮問文を読み上げ会長に渡す。   |
| 会長  | 最初に、報告第22号、諮問第27号、諮問第28号、報告第23号、諮問第29号まで一括して事務局から説明をお願いします。  |
| <b>報告第22号、諮問第27号、諮問第28号、報告第23号、諮問第29号</b> |  |
| 法務担当課長                                    | 報告第22号、諮問第27号、諮問第28号、報告第23号、諮問第29号について説明する。  |
| 会長  | ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見ございますか。  |
| 委員  | <p>2ページの子供園に関する業務のところいくつか説明をお願いします。個人情報を用いる集めるという中で、「財産等の情報」のところ、例えば「損害賠償額」があります。それから、「心身等の情報」のところでも「訓練記録」とか「容姿」があり、「生活状況等の情報」のところにも「使用人の有無」があり、「社会活動等の情報」のところアンダーラインがありますけれども、「出席停止期間」がありますが、これはどういう目的で取ることになるのかということ、1つお聞きしておきたいと思います。</p> <p>もう1つ、4ページの「外部委託記録票」の「委託の内容」ですが、「園児の心臓検診、腎臓検診及び寄生虫卵検査」について、現在の幼稚園の園児に行っているという説明がありましたが、保育園でも行っているということなのでしょう。それから、もう1つ良くわからないのが、「委託に係る個人情報の項目」に、例えば「心臓疾患の病歴」とか「リウマチ性の病歴」とか「川崎病の病歴」というのは、川崎病がどういう病気なのかあまりよくわからないので、説明をお願いしたいのですが、ここで示されているものに限って情報を集めているというのは、どういう目的があるのか。心臓だと何か子どももそういう影響があるのかとか、あるいはそういうことで言うと、糖尿病や血圧など、家族のことで言うといろいろあると思うのですが、その辺がどういうことなのか説明をしていただければありがたいと思っています。</p> |

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 保育課長                                | <p>まず、私のほうからご説明をいたします。2ページの「委託に係る個人情報の項目」ですが、例えば「災害発生状況」とか「損害賠償額」につきましては、日本スポーツセンターへ、園内で事故やけが等があった場合に、治療費等の請求をする場合に必要な事項ということで渡しているものです。あと、「使用人の有無」とかといったものは、長時間保育の子どもの入園選考に当たって、いわゆる保育園入園の指数、保育の必要の度合を審査の対象にしますので、その点で従前の幼稚園と異なって、そういった判断要素の収集が必要になるということがあります。「出席停止期間」等は、いわゆる法定の学校伝染病等で休まなければいけない期間という情報が必要だということです。次に4ページですが、現行の「寄生虫卵検査」は、夏のプールの時期に保育園で行っております。「心臓検診、腎臓検診」は、現在、保育園児は0歳、赤ちゃんから入りますので、保健センター等の検診等で対応しています。従って、現時点では行っておりません。</p> |
| 学務課長                                | <p>関連したことにつきましてお答えいたします。4ページの「委託の内容」ですが、現在区立幼稚園において「心臓検診、腎臓検診、寄生虫卵検査」を行っています。これは学校保健安全法に基づきまして、いわゆる小中学校と同様に幼稚園も学校の一つということで、この法律に基づいて定められた、通常の検診項目の中に入っています。ただ、保育園につきましては、先ほど保育課長が申しあげましたように、「寄生虫卵検査」のみ行っているのが現状です。「心臓疾患の病歴」とか「リウマチ症の病歴」、「川崎病の病歴」は、腎臓検診や、心臓検診に関連して収集している項目です。リウマチ症の方等につきましては、腎臓ですとか、そういったことに関連があるということも言われていますので、それらの情報も収集しているということです。</p>   |
| 会長                                  | <p>よろしいですか。</p>   |
| 委員                                  | <p>はい、結構です。</p>   |
| 会長                                  | <p>ほかにありませんか。ございませんようですので、報告第22号、報告第23号については報告を受けたことにいたします。諮問第27号、諮問第28号、第29号については決定ということにいたします。</p> <p>次に諮問第30号と諮問第31号、報告第24号と諮問第32号について事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <b>諮問第30号、諮問第31号、報告第24号、諮問第32号、</b> |   |
| 法務担当課長                              | <p>諮問第30号、諮問第31号、諮問第32号、報告第24号について説明する。</p>   |
| 会長                                  | <p>ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問、ご意見がございますか。ございませんようですので、報告第24号を受けたことにいたします。諮問第30号、諮問第31号、諮問第32号は決定ということにいたします。</p> <p>次に報告第25号、諮問第33号、諮問第34号について説明をお願いします。</p>   |
| <b>報告第25号、諮問第33号、諮問第34号</b>         |   |
| 情報システム課長                            | <p>報告第25号、諮問第33号、諮問第34号について説明する。</p>  |
| 会長                                  | <p>ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問、ご意見ございますか。</p>   |
| 委員                                  | <p>まず、質問します。18ページの「記録の項目」の23「個人番号」は住民票コードを使うのか、新たに番号を付けた個人番号を使われるのかどちらでしょ</p>   |

|                          |   |
|--------------------------|---|
|                          | うか。   |
| 情報システム課長                 | 新たなコードではなくて、いままであった住基のコードを使わせていただきます。   |
| 委員                       | いわゆる一般に、住民票コードと言われるものを使っているというふうに理解したらいいのですか。   |
| 情報システム課長                 | はい。   |
| 委員                       | わかりました。次に意見です。14 ページ、「消費者教育協力員に関する業務」でメールアドレスを新たに追加されるわけですが、最近、メールアドレスを間違えて他の方に送付してしまう事故が徐々に増えてきています。作業の時に、おそらくメールアドレスの一覧表のクリックの行を間違えて指定することが多いのです。ですから、相当慎重にしないといけないわけで、是非担当職員の方に間違えないように指導を徹底させていただくということ、意見として申し上げておきたいと思います。以上です。   |
| 会長                       | <p>ありがとうございました。ほかにございますか。ございませんようですので、報告第 25 号を受けたことにします。諮問第 33 号、諮問第 34 号は決定ということになります。</p> <p>では次に、諮問第 35 号、諮問第 36 号について説明をお願いします。</p>  |
| <b>諮問第 35 号、諮問第 36 号</b> |   |
| 情報システム課長                 | 諮問第 35 号、諮問第 36 号について説明をする。   |
| 会長                       | ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますでしょうか。  |
| 委員                       | <p>未納の人はいろいろと問題があって、未納にならないように当然いろいろな努力をされていると思います。そういう中でも、それがかさんでいる人がここにあるような数字にあらわれているので、別途名簿を作っておちゃんと管理をするという趣旨だったと思います。そこで、こういう未納の方というのはいろいろな理由があり、ここ 1、2 年ぐらいは急増していると思いますが、どのようなことが理由になっているのか。それから 10 年間という、結構相当な期間だと思いますが、その辺りの状況を、直接ここには関係がないといえませんが、このようなことをする背景を教えてくださいたいと思います。</p> <p>それから、いろいろと納めてくださいという努力をしながらも、それでも納められない人がいるとすると、最終的にどのようなことになってしまうのですか。直接には関係がなくて申し訳ないのですが、その辺りをお話していただけたらありがたいと思います。</p> |
| 介護保険課長                   | <p>1 点目の背景ですが、ちなみに平成 20 年度でこの給付制限にかかった方は 24 名いらっしゃいます。理由は、24 人いれば十人十色で、例えば病気でずっと仕事をしていなくて払えなかった方もいらっしゃいますし、平成 12 年から始まっていますので、払おうと思いつつ払わなかったというケースもあり、それぞれこれが未納の理由だというのは一言では言えません。答えにはなっていないかもしれませんが、それぞれの理由があるということです。</p> <p>2 点目ですが、基本的に給付制限にかかった場合、時効にかかった未納の期間に応じて給付制限がとられ、介護保険は 1 割の自己負担割合ですが、これが 3 割になる。決して介護保険サービスを使えないわけではありません。例えば、</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>いままで利用料が1万円では自己負担が1,000円ですが、これが3,000円になります。給付制限期間についても1か月の場合、3か月の場合、長ければ1年を超える場合もあります。その状況を踏まえ、私ども介護保険課として、生活困難者の方の保険料について、本年度から、第1段階から第3段階までの特に資産もない方の保険料を、半額あるいは減額にする制度を設けました。4月から大体1,200人ぐらいの申請がありました。</p>   |
| 委員     | <p>大変な状況の中で、負担は負担として支払いをしなければいけないわけですが、例えば未納で一定の期間で云々する場合は、自己負担割合が1割から3割になるという話がありました。そうすると、ますます支払いができなくなってしまうことが起きてくるような気がします。その辺りは、未納者としてさらに長期になるのかな、というような思いもあるのです。その関係でいうと、給付制限をすることによってどのように解決していくのかを、いろいろと所管課としても悩まれながら研究されていると思います。その辺りについて、もう少しお話いただけますか。</p>  |
| 介護保険課長 | <p>所管課としましては、本当は給付制限をできることならやりたくありませんので、いろいろな通常の督促・催告等を行っています。未納の方については、認定申請が出て、認定結果が判定された後で、給付制限になります。当然認定が出てから、こちらから直接ご本人やご家族の方にお話します。最終的には法律に則った措置ですので、給付制限をかけなければなりません。例えば、少しでもいまある現年度分を払っていただくと、給付制限の期間は、より短くなります。入院中でしたら医療保険になっていますので、その部分は介護保険が使えません。入院されるときは、なるべくご本人の給付制限の期間が短くなるように、影響がないような形で措置します。中には要支援1の方については、給付制限をたとえかけたとしても介護保険を使わない方もいらっしゃいます。この時期に使うと3割になることを、よくご本人と担当の係長と密に連絡して、給付制限をかけているのが実態です。</p> |
| 委員     | <p>各種未納手続とどこが同じで、この場合はどこが違うのでしょうか。</p>   |
| 介護保険課長 | <p>給付制限は、基本的に未納者に対する一種のペナルティ的な要素です。通常1割のところを未納期間に応じて、3割の自己負担となり、2割分の自己負担が増えるということです。介護サービスを使えることは使えるのですが、自己負担が増えるということです。それから、高額介護サービス等が使えなくなります。</p>  |
| 委員     | <p>中身もさることながら、手続において各種の未納の手続と、この場合の手続の違いはどこにあるのですか。</p>  |
| 介護保険課長 | <p>基本的には未納者に対して認定申請が出ましたら、こちらからアプローチをしていきます。こういう制限があるので、この未納期間に応じて給付制限になることを、保険者から話していきます。</p>   |
| 委員     | <p>一方では、負担の公平性がありますが、単に未納者に対して強制的に行うのではなく、よく説明をして、情のある措置を行うというような説明だと理解してよろしいのでしょうか。</p>   |
| 介護保険課長 | <p>おっしゃるとおりです。</p>   |
| 会長     | <p>ほかにありますか。ないようですので、諮問第35号、諮問第36号は決定</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>といたします。</p> <p>報告第 26 号と諮問第 37 号と諮問第 38 号、報告第 27 号と諮問第 39 号から諮問第 42 号まで、一括して事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p><b>報告第 26 号、諮問第 37 号、諮問第 38 号、<br/>報告第 27 号、諮問第 39 号、諮問第 40 号、諮問第 41 号、諮問第 42 号</b></p> |   |
| 情報システム課長   | 報告第 26 号、報告第 27 号、諮問第 37 号、諮問第 38 号、諮問第 39 号、諮問第 40 号、諮問第 41 号、諮問第 42 号について説明する。  |
| 会長   | ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問やご意見はありますか。  |
| 委員   | 29 ページの「個人情報登録票」について、わかるような気もするのですが、改めて確認したいことで教えていただきたいことがあります。「住民記録等の情報」の中ほどに、「養子縁組・離縁」とありますが、それはあえてどのようなことなのかを、もう一度確認をしたいと思います。それから、「寄付の内容」について、改めて説明をお願いできたらと思います。                            |
| 子育て支援課長  | 子ども手当の支給の要件ですが、お子さんを監護している、生計を維持しているといったような保護者を要件としています。これは養子縁組で、実の父母でなくても支給の対象になるということで、養子縁組で養育者となっている方にも、支給対象になっていることを記録しています。子ども手当の支給の額ですが、平成 22 年 4 月から月額 1 万 3,000 円です。年間にして、15 万 6,000 円です。 |
| 委員   | 寄付の内容は、いまの額がご本人といたしますか、対象の所に振り込まれるということですか。寄付の内容は、どのような項目なのですか。   |
| 子育て支援課長  | 「寄付の内容」は、今回の子ども手当については、区市町村に寄付をする仕組みが創設されるということです。子ども手当の支払いを受ける際に、それと相殺するような形で、一定額を寄付できるといったような仕組みを設けるということです。寄付をされる場合には、その旨手続が必要になりまして、いくらの額を寄付するのかといったようなことを、私どもで記録をしていく必要があります。                |
| 会長   | よろしいでしょうか。  |
| 委員   | 公務員の場合の寄付行為はどうなりますか。一般民間だけがそのような対象になるのか、公務員はどうなっているのでしょうか。  |
| 子育て支援課長  | その辺りは、まだ国から十分具体的な説明を受けていませんが、公務員については私どもではなくて、所属庁のほうで支給をするという形です。それを、どのように私ども区市町村に寄付をしていく仕組みにするかについては、今後国から情報収集をしていきたいと考えています。  |
| 委員   | 地方自治体として、寄付された限り、財源はどこに帰属するのでしょうか。それから地方自治体として、国に対してそういう要望をできるのでしょうか。   |
| 子育て支援課長  | 財源の帰属先ですが、これも検討しています。おそらく、一般会計で受け入れをしていくような形で、これを子どもの健やかな育成を支援する使途に使っていくことが、法律上規定されています。そういった方向で管理をしていくことになると思います。具体的な方法についても、国からまだ示されていない部分もありますので、今後鋭意検討していきたいと考えています。                          |

|               |  |
|---------------|--|
| 委員            | 質問ですが、29 ページの「住民記録等の情報」の内容ですが、「通称名」、おそらく外国人の「通称名」だと思うのですが、少し詳しく説明をいただきたいと思います。それから、「外国人登録番号」と書いてありますが、なかなか政治的な問題もあると思うのですが、現在決まっています適用される外国人の範囲を教えてください。 |
| 子育て支援課長       | 子ども手当については、国籍要件は設けられていません。保護者の方が外国籍である場合ですが、外国人登録をされていることと、在留資格があり、在留期間中であること、それから短期滞在ではないことが要件になっています。「通称名」というのは、外国人である場合の通称になるものです。                    |
| 委員            | 例えば、どのような例があるのですか。ちょっとよくわかりませんが。   |
| 子育て支援課長       | いわゆる、在日の方の日本名の「通称名」といったものです。   |
| 委員            | 関連して、住民基本台帳法の改正によって、外国人が登録されるようになりましたが、その場合にこの「通称名」は影響してくるのでしょうか。  |
| 子育て支援課長       | 住民基本台帳の中で、どのような記録事項になっていくかによるかと思いますが、そういった具体的な内容を確認させていただいたうえで、整理をしていきたいと考えています。   |
| 委員            | この「外国人登録番号」は、不法滞在者でも届出を、日本へ来て登録できるのではないのですか。区役所は受けてしまうのではないのですか。   |
| 子育て支援課長       | 登録、在留期間は、外国人登録原票で記録されていることになるかと思いますが、そういった在留期間内にあるということが、先ほど申しあげましたように支給の要件で、不法滞在の場合はこれらの対象になってこないということです。   |
| 委員            | 不法滞在の場合は出すのですか。  |
| 子育て支援課長       | 支給しません。  |
| 委員            | そうすると、ここでの「外国人登録番号」というのは、適法に日本に観光ビザで来ようが何で来ようが、とにかく6か月日本に滞在すれば、出すということなのですか。   |
| 子育て支援課長       | 先ほど申しあげました在留期間内にあるという、適法に国内に滞在していることが要件です。これは、現行の児童手当と同じです。短期滞在ということで、観光目的など90日以内の滞在の在留資格の場合については、これは支給対象からは除外する、対象にならないということです。                         |
| 会長            | ほかにありますか。特にないようですので、それでは報告第26号、報告第27号は受けたことにいたします。諮問第37号、諮問第38号、諮問第39号、諮問第40号、諮問第41号、諮問第42号は決定といたします。<br>では、最後の報告第28号について説明をお願いします。                      |
| <b>報告第28号</b> |  |
| 情報システム課長      | 報告第28号について説明する。  |
| 会長            | ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はありませんか。よろしいですか。   |
|               | （異議なし）   |
| 会長            | それでは、報告第28号は受けたことにいたします。そうしますと、全審議事項について答申が終わりまりましたので、事務局から諮問の答申案文をお配り願  |

|        |  |
|--------|--|
|        | いたいと思います。  |
|        | ( 答申文配付 )  |
| 会長     | この内容でよろしいですか。  |
|        | ( 異議なし )   |
| 会長     | それでは異議がないようですので、答申案決定となりましたので、政策法務担当部長にお渡ししたいと思います。以上で本日の案件は終わったのですが、事務局から何かありますか。       |
| 法務担当課長 | 次回の審議会の日程について、ご案内を申し上げます。次回は平成 22 年 5 月 27 日 ( 木 ) 午後 2 時からを予定していますので、よろしくお願いいたします。以上です。 |
| 会長     | それでは、以上で第 5 回情報公開・個人情報審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。  |